

貸金業者に対する行政処分について

1. 株式会社アスト（以下「同社」という。）については、同社の（商品券）担保ローン（以下「本貸付方法」という。）に関する苦情が当局に寄せられたことから、同社に対し、報告徴収を行った結果、本貸付方法は、

- ・ 貸付金額の 50%相当の担保差入れを貸付実行の前提としていること
- ・ 同社においては、資金需要者が差し入れるべき担保を保有していない事実や、資金需要者が借入れた金員から担保としての商品券を購入する事実を認識していること
- ・ 金員交付後、同社従業員が資金需要者による商品券購入に同行するなどし、商品券購入後その場で又は同社店舗に戻って、同商品券を担保として受領していること

等の一連の事実が認められた。

2. このように本貸付方法においては、貸付金額の 50%相当の担保の差入れを貸付実行の前提とし、同社は資金需要者が、金員受領後、当該貸付金額の中から担保にする商品券の購入を行うことを認識していた。また、貸付実行と時間的に近接した時点で当該担保が徴求されることから、資金需要者が借入後、現に自由に利用可能な金額は貸付金額の半額程度となっていた。こうした貸付方法は、全体として、同社がその優位な立場を利用したものであり、資金需要者が一方的に不利な契約の締結を余儀なくされていることから、貸金業法第 12 条の 6 第 4 号に規定する「著しく不当な行為」に該当するものと認められた。

更に、同社においては、

- ① 経営者等に本貸付方法が資金需要者の利益の保護の観点から法令上の問題を有しているとの認識が欠如していること
- ② 当該商品の取扱いを開始するに際し、顧客本位の法令等遵守の観点からの検証が不十分であったこと
- ③ 顧客への十分な説明や不適切な取扱いの防止など、業務運営を行うための態勢を措置しておらず、また、事後的にも問題点を検証できない態勢であったこと

など、重大な問題が認められた。

以上のことから、本日、同社に対し、貸金業法第 24 条の 6 の 4 第 1 項及び同法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき、下記の内容の業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

記

(1) 業務停止命令

平成 20 年 7 月 14 日から同年 7 月 16 日までの間、全ての営業所又は事務所（松山本店、高松店、高知店及び那覇店を除く。）における業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停

に应ずる業務及び四国財務局が特に必要と認めた業務を除く。)の停止、並びに、平成 20 年 7 月 14 日から同年 7 月 18 日までの間、松山本店、高松店、高知店及び那覇店における業務の全部(弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務及び四国財務局が特に必要と認めた業務を除く。)の停止。

(2) 業務改善命令

資金需要者等の利益の保護を図るため、以下に掲げる事項について業務の運営の改善に必要な措置を講じること。

- ① 法令等遵守意識の醸成・徹底(研修の充実強化を含む。)
- ② 法令等遵守のための内部管理態勢の充実・強化(リーガルチェック・内部監査の充実を含む。)
- ③ 顧客本位の業務運営態勢の確立(資金需要者にとって不利益となるような貸付手法の再発防止策の策定を含む。)

上記の①から③までに關する業務改善計画(具体策及び実施時期を明記したもの)を平成 20 年 8 月 4 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、履行状況を 3 か月ごとに報告すること。また、当該貸付方法による貸付の変更が完了するまでの間、月末の残高を毎月報告すること。

(参 考)

株式会社アストの概要

- | | | |
|---------------|---|----------------------|
| 1. 商 | 号 | 株式会社アスト |
| 2. 代 | 表 | 者 小林 良成 |
| 3. 主たる営業所の所在地 | | 愛媛県松山市湊町 5 丁目 3 番地 4 |
| 4. 登 録 番 号 | | 四国財務局長(1)第 00091 号 |
| 5. 登録(更新)年月日 | | 平成 19 年 4 月 11 日 |

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第二課

電話 087-831-2131(代)

財務広報相談官

電話 087-831-2155(直通)